

郵便貯金業務概要

CONTENTS

| 1 .組織の概要、役員の氏名・役職 54 | 6.その他の業務概要…64 |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| | (1) ATM・CDの設置64 |
| 2.業務の内容56 | (2)都道府県別ATM・CDの設置数 64 |
| 3.商品・サービスのラインアップ 57 | 7 本社及び支社・事務所の所在地 66 |
| (1)郵便貯金の商品57 | |
| (2) 送金サービス58 | 8.郵便貯金会館等66 |
| (3)国際送金サービス 59 | |
| (4) その他のサービス60 | 9.お客さま相談窓口67 |
| | (1) フリーダイヤルによる郵便貯金電話案内サービス67 |
| 4.主な情報提供資料…60 | (2)郵便貯金カード紛失センター 67 |
| (1) ディスクロージャー冊子 60 | (3) 郵便貯金の相談窓口68 |
| (2)郵便貯金ホームページ61 | (4)暮らしの相談センター設置一覧 69 |
| (3) 郵便局ホームページ、日本郵政公社ホームページ62 | (5) その他の相談窓口 |
| (4) 情報公開窓口62 | |
| | 10.沿革70 |
| 5.都道府県別郵便局数(貯金)63 | |

1

組織の概要、役員の氏名・役職

組織の概要

本計組織

郵便貯金事業の中期経営目標・中期経営計画、アクションプラン等の策定及び進捗管理並びに地方組織の 管理などを行う組織として、本社に金融総本部郵便貯金事業本部を設置しています。

貯金事務センター

郵便局において取り扱った各種証拠書類の審査や整理、キャッシュカードの発行、給与預入や自動払込みデータの入力、決算・統計データの取りまとめなどを行うための組織として、小樽、仙台、横浜、東京、長野、金沢、名古屋、大阪、広島、徳島及び福岡の11か所に貯金事務センターを設置しています。

また、貯金原簿の記録や利子計算などをオンラインリアルタイムで集中的に処理する貯金事務計算センターを全国2か所に設置しています。

支社

公社の地方組織として北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の13か所に支社を設置しています。

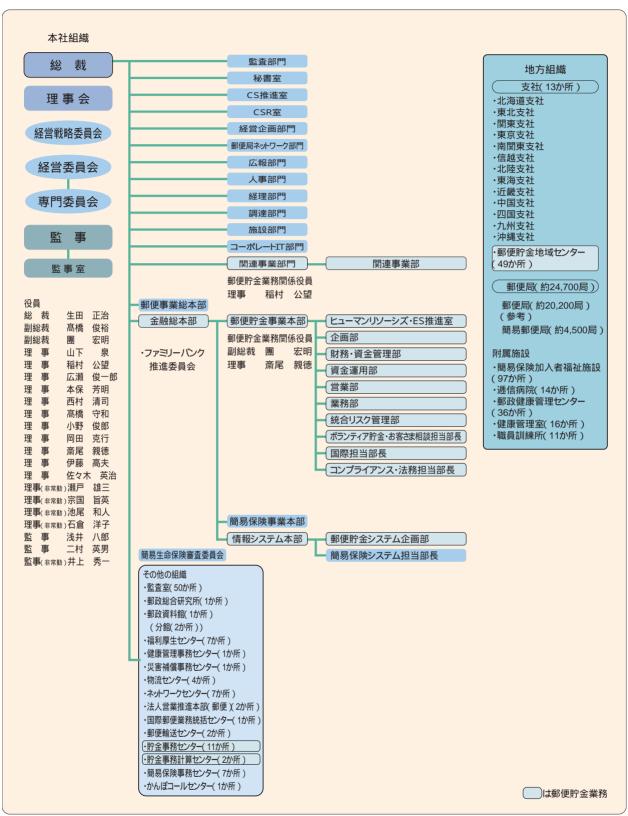
郵便貯金事業については、郵便局の貯金業務に対する管理などを行うため、各支社に貯金事業部(沖縄支社にあっては貯金・保険事業部)を設置するほか、郵便局の貯金業務のサポートやお客さまからの電話によるご相談窓口として、全国49か所(原則、各都道府県に1か所)に郵便貯金地域センターを設置しています。

郵便局

お客さまに接する窓口として、全国各地に平成15年度末現在20,239局の郵便局を設置しており、郵便貯金事業では、このうち20,225局の郵便局において、郵便貯金の預払い、郵便為替証書の振出し、郵便振替の払込金の受入れ、年金・恩給等の支払事務などを行っています。

注:局数には、定期開設局を含み、一時閉鎖局を含んでいません。

このほか、日本郵政公社から郵便局の窓口で取り扱う事務を受託した者が設置している施設(簡易郵便局)があります。



平成16年3月31日現在の組織の概要は65ページをご覧下さい。

2 業務の内容

日本郵政公社は、日本郵政公社法(平成14年法律第97号)第19条の規定に基づき、以下の郵便貯金、郵便為替、郵便振替等の業務を行っています。

- (1) 郵便貯金法の規定に基づく郵便貯金の業務
- (2) 郵便為替法の規定に基づく郵便為替の業務
- (3) 郵便振替法の規定に基づく郵便振替の業務
- (4) 国の委託を受けて行う恩給その他の国庫金の支払の業務
- (5) 郵便貯金周知宣伝施設の設置及び運営
- (6) 国債等の募集の取扱い等
- (7) 国際ボランティア貯金の寄附金の処理
- (8) 外国通貨の両替及び旅行小切手の売買
- (9) 災害ボランティア口座の寄附金の処理
- (10)確定拠出年金運営管理業(個人型年金に係るものに限る。)
- (11)日本銀行からの委託を受けて行う国庫金の取扱いの事務
- (12) 国家公務員共済組合連合会が支給する年金及び一時金の支払に関する事務
- (13) 当せん金付証票の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する事務
- (14)国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫からの委託を受けて行う小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務
- (15)郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律に規定する金融機関預金受払事務
- (16)国民年金基金連合会の委託を受けて行う個人型年金加入の申出の受理等確定拠出年金法第61条第1項に 規定する事務
- (17)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定に基づき取り扱う地方公共団体 の事務その他地方公共団体から委託を受けた事務

3 商品・サービスのラインアップ

1 郵便貯金の商品

| 商品名 | 特色 | 期間·預入単位等 | | | |
|--|---|---------------------------------|--|--|--|
| 通 常 貯 金 | キャッシュカード、公共料金などの自動払込み、給与預入、年金恩給の | 出し入れ自由 | | | |
| | 振替預入などの便利なサービスが利用できます。 一定金額以上の残高があれば、通常貯金よりお得な金利となります。残 | 10円以上、1円単位 出し入れ自由 | | | |
| 通常貯蓄貯金 | 高が30万円以上の「通常貯蓄貯金30」と10万円以上の「通常貯蓄貯金 | (一部、要手数料) | | | |
| | 10」の2種類があります。 | 10円以上、1円単位 | | | |
| | 通常貯金又は通常貯蓄貯金の税引き後の受取利子の一部又は全部を | 寄附割合は20%から | | | |
| 国際ボランティア貯金 | 寄附していただき、海外で活動する民間援助団体を通じて、開発途上地 | 100%まで | | | |
| | 域の人々の福祉の向上に役立てます。 | (10%単位で自由に設定可) | | | |
| | | 6か月以降払戻し自由 1,000円以上、1,000円単位 | | | |
| | 預入後6か月たてばいつでも払戻しができ、最長10年まで預けることの | (預入口数は1,000円、 | | | |
| 定額 貯金 | できる半年複利の貯金で、預入時の利率が払戻し時まで適用されます。 | 5,000円、1万円、5万円、 | | | |
| | | 10万円、50万円、100万円、 | | | |
| | | 300万円の8種類) | | | |
| | 短・中期の資金計画や生活設計に合わせて、期間を選択することができ | 1か月以上3年以下 | | | |
| 定期 貯 金 | ます。また、自動継続を利用すれば、再預入の手続が省略でき、忙しい | (月単位)又は4年 | | | |
| | │ 方にも大変便利です。 │ 毎月一定額を、一定の期間積み立てる貯金です。 旅行や車検費用など | 1,000円以上、1,000円単位 1年以上、3年以下 | | | |
| 積 立 貯 金 | の目的に応じて、積立期間を設定できます。ご自宅やお勤め先に集金に | (3か月単位で設定可) | | | |
| | お伺いするほか、郵便局窓口でも預け入れできます。 | 1,000円以上、100円単位 | | | |
| 住宅積立貯金 | 住宅の建築・購入・改良を目的として積み立てる貯金で、住宅金融公庫 | 1年以上、5年以下 | | | |
| | などの割増融資のあっせんが受けられます。 | 5,000円以上、1,000円単位 | | | |
| 教育積立貯金 | 高校・大学などへの進学や留学を目的として積み立てる貯金で、国民生 | 1年以上、5年以下 | | | |
| 双月似见 立 | 活金融公庫などから積立額と同額まで教育資金の融資が受けられるよ うあっせんします。 | 1万円以上、5,000円単位 | | | |
| | つめつせんします。 通常貯金から毎月一定額を定額貯金又は定期貯金に振り替えて積み立 | | | | |
| オート定額・定期貯金 | てる貯金で、年6回以内の特別月を設定してその月のみ積み立てること | 6年以下 | | | |
| | もできます。また、一般月と特別月を合わせて積み立てることもできます。 | 1,000円以上、1,000円単位 | | | |
| | - 通常貯金から毎月一定額を振り替えて積み立てられた定額貯金又は窓 | 据置期間は6か月以上10年以内。 | | | |
| 定期受取型定額貯金 | 口などで一括預入された定額貯金を、ご指定の据置期間経過後にご指 | 受取期間は1年以上20年以内。 | | | |
| 企册文 似至 企 | 定の受取期間・受取方法により、順次通常貯金へ自動的に振り替えて預 | 受取回数は年1,2,3,4,6と12回 から選択可能。 | | | |
| | け入れします。 | 1,000円以上、1,000円単位 | | | |
| | 毎月一定金額を通常貯金から引き落とし、定期貯金へ預け入れし、あら | | | | |
| 満期一括受取型定期貯金 | かじめ指定した日(満期一括受取日)に、積立金を通常貯金などへ振り | 1年以上、6年以下 1,000円以上、1,000円単位 | | | |
| | 替えます。将来の目的に合わせて計画的に積み立てることができます。 | | | | |
| 財形定額貯金 | お勤めの方が財産づくりのために、給料やボーナスから天引きで3年以上がは、不養ななるのでは | 3年以上 4.000円置位 | | | |
| | 上継続して積み立てる定額貯金です。 お勤めの方の豊かな老後のために、給料やボーナスから天引きで5年以 | 1,000円以上、1,000円単位 | | | |
| 財形年金定額貯金 | 上継続して積み立てる定額貯金で、利子は非課税、60歳以後に年金方 | 5年以上 | | | |
| | 式で受け取れます。 | 1,000円以上、1,000円単位 | | | |
| | お勤めの方が住宅の建築・購入・改良の資金づくりのために、給料やボ | 5年以上 | | | |
| 財形住宅定額貯金 | ーナスから天引きで5年以上継続して積み立てる定額貯金で、利子は非 | 1,000円以上、1,000円単位 | | | |
| | 課税です。 | , , , , , , , , , , , , , , | | | |
| | 寝たきりなどのため介護が必要な方、原則としてホームヘルプサービスなどの公的福祉サービスを受けていることが必要)が預け入れできる定期 | 1か月以上3年以下(月単 | | | |
| 介 護 貯 金 | 貯金で、一般の利率に2割(0.2%~1.0%の範囲内)上乗せした利率で | 位 汉は4年 | | | |
| | 500万円まで預け入れできます。また、貸付けの上乗せ利率は一般の定 | 1,000円以上、1,000円単位 | | | |
| | 期貯金の1/2となります。 | | | | |
| 一一方儿中田吃人 | 障害者や遺族の方々に支給される公的年金等を受給されている方が利 | 1年 | | | |
| ニュー福祉定期貯金 | 用できる利率を0.5%優遇した1年定期貯金で、300万円まで預け入れで | 1,000円以上、1,000円単位 | | | |
| | きます。 取扱期間は平成17年2月末までです。 積立貯金、定額貯金、定期貯金を担保に、 積立貯金は積立額合計の90% | | | | |
| h = h = : | 以内、定額貯金と定期貯金は元利金の90%以内で、最高300万円まで | 2年 | | | |
| ゆうゆうローン | 借りることができます。返済は2年以内、4回まで分けて返済することもで | (1回に限り、貸付けの更新 | | | |
| | きます。 | が可能) | | | |
| 注・ここでご紹介したもののほかにも、いろいろな条件、便利なお取扱いなどがありますので、詳しくは郵便局の職員にお尋ねください。 | | | | | |

注:ここでご紹介したもののほかにも、いろいろな条件、便利なお取扱いなどがありますので、詳しくは郵便局の職員にお尋ねください。

2 送金サービス

郵便為替

遠く離れた方へのお祝い金、受験料や住民票のご請求などの送金をされるとき、郵便為替をご利用になりますと、全国各地へ簡便な手続と手頃な料金で送金できます。

なお、郵便為替には、普通為替・電信為替・定額小為替の3種類があります。

| サ | _ | ビ | ス | 特色 |
|---|-----|-----|---|--|
| 普 | 通 | 為 | 替 | 現金と引き換えに普通為替証書をお渡ししますので、これを受取人に送付していただき、受取人がお近くの郵便局で証書と引き換えに現金を受け取る方法です。 |
| 電 | 信 | 為 | 替 | お急ぎの送金に便利な方法で、郵便局間をオンラインで送金します。現金をお届けする「居宅払」 証書をお送りして郵便局で現金と引き換える「証書払」受取人に郵便局に来ていただき現金をお渡 しする「窓口払」があります。 |
| 定 | 額 儿 | \ 為 | 替 | 仕組みは普通為替と同様ですが、少額(1万円まで)の送金の場合には定額小為替の方が低料金で、 便利です。 |

郵便為替の料金

| 区分 | 普通為替 | 電信為替 | | 定額小為替 | | |
|---------|------|--------|------|--------|------------------------------------|--|
| 金 額 | 百四分首 | 証書払 | 窓口払 | 居宅払 | 上 領小河自 | |
| 1万円以下 | 100円 | 620円 | 240円 | 1,040円 | 为 | |
| 10万円以下 | 200円 | 800円 | 400円 | 1,220円 | - 為替金額1,000円ごとに10円の - 割合で算出した金額 | |
| 100万円以下 | 400円 | 1,410円 | 760円 | 1,620円 | | |

郵便振替

郵便振替は、郵便振替口座による手軽で確実な送金の方法です。 郵便振替には、通常扱いとお急ぎの場合の電信扱いがあります。

| サ | - ビ | ス | 特 色 |
|---|-----|---|---|
| 払 | 込 | み | 振替口座をお持ちでない方が、口座をお持ちの方(加入者)の口座へ入金することができます。 |
| 振 | | 替 | 振替口座をお持ちの方(加入者)同士で、口座の預り金を先方の口座に振り替えることができます。 |
| 払 | 出 | し | 振替口座をお持ちの方(加入者)が、振替口座をお持ちでない方に送金できます。 |

郵便振替の料金

| 区分 | 払込み | | 払出し(現金払) | | | |
|-----------|---------------|-------|----------|--------|--------|------|
| | 通常払込み | 電信払込み | 通常現金払 | | 電信現金払 | |
| 金 額 | 通市払达07 | 电口边处外 | 一 | 証書払 | 居宅払 | 窓口払 |
| 1 万 円 以 下 | 70円(60円) | 210円 | 140円 | 550円 | 970円 | 180円 |
| 10万円以下 | 120円(110円) | 340円 | 230円 | 790円 | 1,210円 | 390円 |
| 100万円以下 | 220円(210円) | 600円 | 600円 | 1,320円 | 1,530円 | 680円 |

| | | 振 替 | |
|------|------------------|--|-------------|
| 通常振替 | | 電 信 振 替 | |
| | (1)(2)及び(3)以外のもの | (2) デビットカード振替及び郵貯インターデビット決済 サービス | (3)収納通知サービス |
| 15円 | 140円 (130円) | 振替金額の1/100に相当する金額。ただし、当該金額が3円に満たない場合は3円、100円を超える場合は100円。 | 60円 |

注:()内の料金は、機械扱い(郵便振替自動受付機での取扱い等)の料金です。

3 国際送金サービス

世界の83か国、9地域に送金できます。(平成16年6月1日現在)

住所あて送金

| サービス | 特 色 |
|---------|---|
| 通常為替 | 郵便局で送金金額と料金を受け入れ、国際送金の請求を適宜取りまとめたうえ、国際送金に必要な事項を 郵政庁に通知し、交換国において受取人に郵便為替証書と引換えに送金金額を払い渡します。アメリカあ て送金の場合は、郵便局で発行した郵便為替証書をお客さまご自身が受取人に送付していただくこともで きます。 |
| 電信通常為替 | 郵便局で送金金額と料金を受け入れ、国際送金に必要な事項を電信により郵政庁に通知し、交換国において受取人に郵便為替証書と引換えに送金金額を払い渡します。 |
| 払 出 為 替 | 郵便振替口座の預り金から送金金額と料金を払い出し、国際送金の請求を適宜取りまとめたうえ、国際送金に 必要な事項を郵政庁に通知し、交換国において受取人に郵便為替証書と引換えに送金金額を払い渡します。 |

住所あて送金の料金

| 区 分金額 | 通常為替 | 通常為替 (アメリカあてにお客さま ご自身が郵便為替証書 を送付する場合) | 電信通常為替 | 払出為替 |
|---------|--------|--|--------|--------|
| 10万円以下 | 1,000円 | 500円 | 2,000円 | 1,000円 |
| 20万円以下 | 1,500円 | 1,000円 | 2,500円 | 1,500円 |
| 50万円以下 | 2,000円 | 1,500円 | 3,000円 | 2.000円 |
| 100万円以下 | 2,500円 | 2,000円 | 3,500円 | 2,500円 |

注1:送金金額が100万円を超える場合は、50万円ごとに500円を上記の料金に加算します。

注2: お取扱いできるサービスの種類はあて先国によって異なりますので、詳しくは郵便局へお尋ねください。

口座あて送金

| サ | _ | ビ | ス | 特 色 |
|----|---|----|---|--|
| 払: | 込 | 為 | 替 | 郵便局で送金金額と料金を受け入れ、国際送金の請求を適宜取りまとめたうえ、国際送金に必要な事項を 郵政庁に通知し、交換国において受取人の郵便振替口座又は銀行口座に送金金額を入金します。 |
| 電信 | 払 | 込為 | 替 | 郵便局で送金金額と料金を受け入れ、国際送金に必要な事項を電信により郵政庁に通知し、交換国において受取人の郵便振替口座又は銀行口座に送金金額を入金します。 |
| 通 | 常 | 振 | 替 | 郵便振替口座の預り金から送金金額と料金を払い出し、国際送金の請求を適宜取りまとめたうえ、国際送金に必要な事項を郵政庁に通知し、交換国において受取人の郵便振替口座又は銀行口座に送金金額を入金します。 |
| 電 | 信 | 振 | 替 | 郵便振替口座(ぱ・る・る口座を含みます)の預り金から送金金額と料金を払い出し、国際送金に必要な事項を 電信により郵政庁に通知し、交換国において受取人の郵便振替口座又は銀行口座に送金金額を入金します。 |

「ぱ・る・る』 郵便貯金総合通帳)と、海外14か国(イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、韓国、セルビアモンテネグロ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク)の郵便振替口座との間の電信振替、また、海外21か国2地域 アイスランド、アメリカ、イギリス、オーストラリア、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、中国、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、香港、マカオ、マーシャル、ミクロネシア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ)の銀行口座との間の電信振替がご利用いただけます。

口座あて送金の料金

| 区 分金 額 | 払込為替 | 電信払込為替 | 通常振替 | 電信振替 |
|---------|--------|--------|----------|------------|
| 10万円以下 | 700円 | 1,700円 | | |
| 20万円以下 | 1,000円 | 2,000円 | 送金金額に | 送金金額に |
| 50万円以下 | 1,500円 | 2,500円 | 関係なく400円 | 関係なく1,400円 |
| 100万円以下 | 2,000円 | 3,000円 | | |

注1: 払込為替と電信払込為替の場合、送金金額が100万円を超える場合は、50万円ごとに500円を上記の料金に加算します。

注2:銀行口座あて送金については、あて先国により送金金額から仲介手数料、口座登記料が控除されることがあります。

注3:お取扱いできるサービスの種類はあて先国によってそれぞれ異なりますので、詳しくは郵便局へお尋ねください。

4 その他のサービス

| サ ー ビ ス | 取扱いの種類 |
|----------------|---|
| 外国通貨の両替 | 米ドル、カナダ・ドル、英ポンド、韓国ウォン、オーストラリア・ドル、スイス・フラン及びユーロの |
| | 7通貨(平成16年6月現在) |
| | 米ドル、カナダ・ドル、英ポンド、オーストラリア・ドル、スイス・フラン、ユーロ及び日本円の7通 |
| 旅行小切手の売買 | 貨建で(平成16年6月現在) 注:旅行小切手購入に際しては、旅行小切手の購入額の1%が |
| | 手数料として必要です。 |
| 国債の販売等 | 長期利付国債(10年もの)、中期利付国債(2、5年もの)、割引国債(3、5年もの)の販売・買取 |
| | り及び国債を担保にした貸付け等 |
| | 年金恩給、老齢福祉年金·国民年金·厚生年金·船員保険年金等、労災保険年金等、援護年 |
| 各種年金等の支払 | 金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、共済年金、記名国債(第17回特別給付金国庫債券・ |
| | 第6回特別弔慰金国庫債券等)の元利金、国税還付金 |
| | 国税(所得税・法人税等)地方税(都道府県民税・住民税・固定資産税等)各種年金保険の |
| 各種納付金・公共料金等の受入 | 保険料(国民健康保険、厚生年金等)公営住宅の使用料、電気・ガス・水道・NHKなどの公共 |
| | 料金、交通反則金、電波利用料等 |
| 宝くじの販売 | ドリームジャンボ宝くじ、サマージャンボ宝くじ、オータムジャンボ宝くじ、年末ジャンボ宝くじ、グ |
| | リーンジャンボ宝くじ、全国通常くじ |

注1:各種年金等の一部は、通常貯金への「振替預入」ができます。

注2:各種納付金・公共料金等の一部は、通常貯金からの「自動払込み」ができます。

4 主な情報提供資料

日本郵政公社では、広く社会とのコミュニケーションに努め、経営情報を積極的かつ公正に開示することにより、社会から信頼される「開かれた公社」を目指しています。

1 ディスクロージャー冊子

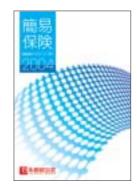
全国の支社・郵便局の窓口等でご覧いただけます。

平成16年版ディスクロージャー冊子











2 郵便貯金ホームページ

郵便貯金ホームページ(http://www.yu-cho.japanpost.jp/)では、最新のニュース、商品のご案内、ゆうちょの金利などの様々な情報や、郵貯インターネットホームサービスを提供しています。

インターネット(パソコン)からのご利用イメージ



- <サイト内のご案内>
- ・ボランティアポスト

http://www.yu-cho.japanpost.jp/volunteer-post 国際ボランティア貯金のホームページで、国際ボランティア貯金やボランティアに関する情報を提供しています。

- ・ゆうちょキッズ版
- http://www.yu-cho.japanpost.jp/y0000000/jytws100.htm 青少年の方に対する金融教育の一助として、金融情報をわかりやすい解説でご案内しています。
- ・郵貯インターネットホームサービス
- http://www.yu-cho.japanpost.jp/service/ihs/ihs.htm 電信振替(口座間送金)、税金・各種料金の払込み(ゆうちょPay-easy サービス)、居宅送金、現在高照会などが可能なほか、ネットショッピングなどをした際の代金決済などがご利用いただけます。
- 注:郵便局(簡易局は除く)に備え付けの「郵便貯金ホームサービス利用申込書」でお申込みいただくことが必要です。

さらに、平成11年12月から、インターネット対応の携帯電話等(iモード、Lモードなど)による情報提供を行い、平成13年1月からは、郵貯モバイルサービスを実施しています。



3 郵便局ホームページ、日本郵政公社ホームページ

郵便局ホームページ

郵便局ホームページ http://www.yuubinkyoku.com) は、お客さまが、簡単に商品・サービスの情報にアクセスしていただけるように、平成16年3月に開設しました。

そのため、「キーワード検索」、「50音検索」及び「利用目的別検索」などの検索機能が充実しています。

また、郵便局のイベント情報の掲載や、「郵便局ドットコム通信(メールマガジン)」の配信などにより、様々な情報を提供しています。



日本郵政公社ホームページ

日本郵政公社ホームページ(http://www.japanpost.jp/) は、報道発表資料、公社・IR情報をはじめとした様々な公社に関する情報を発信しています。

また、公社・IR情報では、公社概要、財務情報、公社情報などの経営情報を掲載しているほか、ディスクロージャー冊子についても、お客さまのパソコン等での閲覧・ダウンロードが可能です。



4 情報公開窓口

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づき、日本郵政公社が保有する公社文書を皆さまからの請求に応じて開示します。本社及び支社(全国13か所)に開設する情報公開窓口にご相談ください。

開設時間 9:45~12:00と13:00~17:00

12:00~13:00と16:30~17:00は新規受付を行いません。

土・日、祝日と年末年始は開設しません。

「詳しくはこちらをご覧ください、

『日本郵政公社情報公開の手引き』

http://www.japanpost.jp/top/kokai/index.html

(制度の概要、情報公開のしくみ、開示請求のしかた、情報公開窓口一覧など)

5

都道府県別郵便局数(貯金)

平成16年3月末現在

(単位:局)

| 都道府県 集配局 無集配局 無集配局 無集配局 計 分 北海道 73 1 378 772 310 1,534 青森 11 70 186 87 354 岩手 15 100 193 115 423 宮城 17 3 84 260 83 447 秋田 10 90 173 128 401 山形 13 80 196 102 391 福島 24 131 280 101 536 茨城 39 62 364 54 519 栃木 21 60 230 46 357 群馬 21 45 236 32 334 埼玉 五 55 1 25 543 18 642 千葉 49 53 590 35 727 神奈川 56 2 15 681 14 768 山栗 14 33 154 53 254 東京 89 24 14 1,375 11 1,513 | 室 | 合 計 1,534 354 423 447 401 391 536 519 357 334 |
|--|----|---|
| 青森 11 70 186 87 354 岩 手 15 100 193 115 423 宮 城 17 3 84 260 83 447 秋 田 10 90 173 128 401 山 形 13 80 196 102 391 福 島 24 131 280 101 536 茨 城 39 62 364 54 519 栃 木 21 60 230 46 357 群 馬 21 45 236 32 334 埼 玉 55 1 25 543 18 642 千 葉 49 53 590 35 727 神 奈 川 56 2 15 681 14 768 山 梨 14 33 154 53 254 | | 354 423 447 401 391 536 519 357 334 |
| 岩 手 15 100 193 115 423 宮 城 17 3 84 260 83 447 秋 田 10 90 173 128 401 山 形 13 80 196 102 391 福 島 24 131 280 101 536 茨 城 39 62 364 54 519 栃 木 21 60 230 46 357 群 馬 21 45 236 32 334 埼 玉 55 1 25 543 18 642 千 葉 49 53 590 35 727 神 奈 川 56 2 15 681 14 768 山 梨 14 33 154 53 254 | | 423 447 401 391 536 519 357 334 |
| 宮 城 17 3 84 260 83 447 秋 田 10 90 173 128 401 山 形 13 80 196 102 391 福 島 24 131 280 101 536 茨 城 39 62 364 54 519 栃 木 21 60 230 46 357 群 馬 21 45 236 32 334 埼 玉 55 1 25 543 18 642 干 葉 49 53 590 35 727 神 奈 川 56 2 15 681 14 768 山 梨 14 33 154 53 254 | | 447 401 391 536 519 357 334 |
| 秋 田 10 90 173 128 401 山 形 13 80 196 102 391 福 島 24 131 280 101 536 茨 城 39 62 364 54 519 栃 木 21 60 230 46 357 群 馬 21 45 236 32 334 埼 玉 55 1 25 543 18 642 干 葉 49 53 590 35 727 神 奈 川 56 2 15 681 14 768 山 梨 14 33 154 53 254 | | 401 391 536 519 357 334 |
| 山 形 13 80 196 102 391 福 島 24 131 280 101 536 茨 城 39 62 364 54 519 栃 木 21 60 230 46 357 群 馬 21 45 236 32 334 埼 玉 55 1 25 543 18 642 干 葉 49 53 590 35 727 神 奈 川 56 2 15 681 14 768 山 梨 14 33 154 53 254 | | 391 536 519 357 334 |
| 福 島 24 131 280 101 536 茨 城 39 62 364 54 519 栃 木 21 60 230 46 357 群 馬 21 45 236 32 334 埼 玉 55 1 25 543 18 642 千 葉 49 53 590 35 727 神 奈 川 56 2 15 681 14 768 山 梨 14 33 154 53 254 | | 536 519 357 334 |
| 茨 城 39 62 364 54 519 栃 木 21 60 230 46 357 群 馬 21 45 236 32 334 埼 玉 55 1 25 543 18 642 千 葉 49 53 590 35 727 神 奈 川 56 2 15 681 14 768 山 梨 14 33 154 53 254 | | 519 357 334 |
| 栃 木 21 60 230 46 357 群 馬 21 45 236 32 334 埼 玉 55 1 25 543 18 642 千 葉 49 53 590 35 727 神 奈 川 56 2 15 681 14 768 山 梨 14 33 154 53 254 | | 357 334 |
| 群馬 21 45 236 32 334 埼玉 55 1 25 543 18 642 千葉 49 53 590 35 727 神奈川 56 2 15 681 14 768 山梨 14 33 154 53 254 | | 334 |
| 埼 玉 55 1 25 543 18 642 干 葉 49 53 590 35 727 神 奈 川 56 2 15 681 14 768 山 梨 14 33 154 53 254 | | |
| 千 葉 49 53 590 35 727 神奈川 56 2 15 681 14 768 山梨 14 33 154 53 254 | | |
| 神奈川 56 2 15 681 14 768 山梨 14 33 154 53 254 | | 642 |
| 山 梨 14 33 154 53 254 | | 727 |
| | | 768 |
| 東京 89 24 14 1.375 11 1.513 | | 254 |
| 1, 1,010 | 5 | 1,518 |
| 新 潟 33 133 369 133 668 | 1 | 669 |
| 長 野 29 124 292 207 652 | 1 | 653 |
| 富 山 20 28 164 72 284 | | 284 |
| 石 川 10 51 192 71 324 | 1 | 325 |
| 福 井 10 47 154 28 239 | | 239 |
| 岐阜 24 100 229 77 430 | 1 | 431 |
| 静 岡 37 78 372 56 543 | | 543 |
| 愛 知 67 53 716 79 915 | 4 | 919 |
| 三 重 17 80 275 64 436 | | 436 |
| 滋 賀 16 40 173 29 258 | | 258 |
| 京 都 28 46 368 31 473 | 2 | 475 |
| 大阪 68 6 8 1,010 24 1,116 | 7 | 1,123 |
| 兵庫 51 93 696 115 955 | 2 | 957 |
| 奈良 17 42 182 82 323 | | 323 |
| 和 歌 山 14 53 196 52 315 | | 315 |
| 鳥 取 4 46 97 89 236 | | 236 |
| 島 根 9 100 148 109 366 | | 366 |
| 岡 山 23 95 301 97 516 | 1 | 517 |
| 広島 29 2 123 430 104 688 | 1 | 689 |
| Ш П 20 97 237 48 402 | 2 | 404 |
| 徳島 10 58 135 30 233 | | 233 |
| 香 川 15 31 143 19 208 | | 208 |
| 愛媛 18 68 231 50 367 | | 367 |
| 高 知 14 1 65 149 87 316 | | 316 |
| 福 岡 58 54 602 91 805 | | 805 |
| 佐賀 13 36 117 39 205 | | 205 |
| 長崎 16 102 193 134 445 | | 445 |
| 熊 本 18 98 276 170 562 | | 562 |
| 大 分 16 76 216 91 399 | | 399 |
| 宮 崎 11 66 119 114 310 | | 310 |
| 鹿児島 24 141 272 264 701 | 2 | 703 |
| 沖 縄 13 1 56 110 21 201 | 1 | 202 |
| 合 計 1,259 41 3,528 15,397 3,866 24,091 | 31 | 24,122 |

注1:本表の局数は、郵便貯金取扱局数のみを計上しています。

注2:本表の局数には、定期開設局を含み、一時閉鎖局を含んでいません。

注3:簡易郵便局欄の局数には、大都市型簡易郵便局10局を含んでいます。

6 その他の業務概要

1 ATM・CDの設置

ATM・CDは昭和54年度から設置を開始し、平成4年度末までに、スペースの問題などで設置の困難な一部の郵便局を除いた全ての郵便局(簡易郵便局を除く。)に設置しています。

(単位:台、箇所

| 年 度 | | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | | |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 設 | 置 | 台 | 数 | 25,184 | 25,520 | 25,802 | 26,123 | 26,483 |
| 局列 | 卜設置 | 置置 | 所 数 | 2,378 | 2,598 | 2,748 | 2,817 | 2,874 |

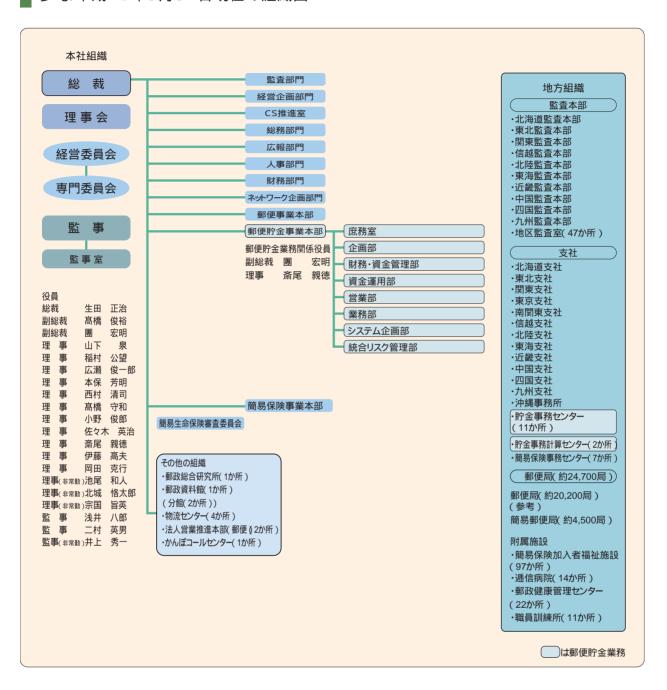
2 都道府県別ATM・CDの設置数

平成16年3月末現在

(単位:台)

| 都 | 邓道府県 | ATM設置台数 | 都 | ß道府県 | ATM設置台数 | 都 | 道府県 | ATM設置台数 |
|---|-------------|---------|---|------|---------|---|-----|---------|
| 北 | 海道 | 1,690 | 長 | 野 | 558 | 岡 | 山 | 518 |
| 青 | 森 | 319 | 富 | Щ | 259 | 広 | 島 | 771 |
| 岩 | 手 | 342 | 石 | Ш | 337 | 山 | | 435 |
| 宮 | 城 | 502 | 福 | 井 | 258 | 徳 | 島 | 244 |
| 秋 | 田 | 324 | 岐 | 阜 | 422 | 香 | Ш | 247 |
| 山 | 形 | 327 | 静 | 岡 | 600 | 愛 | 媛 | 409 |
| 福 | 島 | 505 | 愛 | 知 | 1,122 | 高 | 知 | 278 |
| 茨 | 城 | 566 | Ξ | 重 | 436 | 福 | 岡 | 997 |
| 栃 | 木 | 368 | 滋 | 賀 | 287 | 佐 | 賀 | 207 |
| 群 | 馬 | 352 | 京 | 都 | 567 | 長 | 崎 | 368 |
| 埼 | 玉 | 870 | 大 | 阪 | 1,525 | 熊 | 本 | 471 |
| 千 | 葉 | 932 | 兵 | 庫 | 1,101 | 大 | 分 | 346 |
| 神 | 奈 川 | 1,106 | 奈 | 良 | 294 | 宮 | 崎 | 230 |
| 山 | 梨 | 221 | 和 | 歌 山 | 299 | 鹿 | 児 島 | 489 |
| 東 | 京 | 2,606 | 鳥 | 取 | 165 | 沖 | 縄 | 268 |
| 新 | 潟 | 652 | 島 | 根 | 293 | 合 | 計 | 26,483 |

▶参考/平成16年3月31日現在の組織図



7 本社及び支社・事務所の所在地

(平成16年3月31日現在)

| | | (十歲10年37]31日就任) |
|---------|-----------------|----------------------|
| | 郵 便 番 号 | 所 在 地 |
| 本 社 | 100-8798 | 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号 |
| 北海道支社 | 060-8797 | 北海道札幌市中央区北2条西4丁目3番地 |
| 東北支社 | 980-8797 | 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目1番34号 |
| 関 東 支 社 | 3 3 0 - 9 7 9 7 | 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地1 |
| 南関東支社 | 2 2 0 - 8 7 9 7 | 神奈川県横浜市西区平沼1丁目1番3号 |
| 東京支社 | 1 0 0 - 8 7 9 7 | 東京都千代田区大手町2丁目3番2号 |
| 信 越 支 社 | 3 8 0 - 8 7 9 7 | 長野県長野市栗田801番地 |
| 北 陸 支 社 | 9 2 0 - 8 7 9 7 | 石川県金沢市尾張町1丁目1番1号 |
| 東海支社 | 4 6 9 - 8 7 9 7 | 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目2番5号 |
| 近 畿 支 社 | 5 3 0 - 8 7 9 7 | 大阪府大阪市中央区北浜東3番9号 |
| 中 国 支 社 | 7 3 0 - 8 7 9 7 | 広島県広島市中区東白島町19番8号 |
| 四 国 支 社 | 7 9 0 - 8 7 9 7 | 愛媛県松山市宮田町8番地5 |
| 九 州 支 社 | 860-8797 | 熊本県熊本市城東町1番1号 |
| 沖縄事務所 | 900-8797 | 沖縄県那覇市東町26番29号 |

注:沖縄事務所は平成16年7月1日、沖縄支社となりました。

郵便貯金会館等

郵便貯金会館(メルパルク)などは、郵便貯金の商品内容や役割について皆さまにより深くご理解いただくとともに、 郵便貯金をより身近なものとして親しんでいただくために設置している施設です。

(平成16年3月31日現在)

| 施設名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|---------------|-------------------------------------|-------------------------|
| | 郵便貯金会館(メルパルク) | |
| メルパルク札幌 | 〒064-0801 札幌市中央区南一条西27-1-10 | 0 1 1 - 6 4 2 - 4 3 2 1 |
| メルパルク仙台 | 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡5-6-51 | 022-792-8111 |
| メルパルク横浜 | 〒231-0023 横浜市中区山下町16 | 0 4 5 - 6 6 2 - 2 2 2 1 |
| メルパルク東京 | 〒105-8582 港区芝公園2-5-20 | 03-3433-7211 |
| メルパルク新潟 | 〒951-8584 新潟市川岸町2-1-7 | 025-232-0101 |
| メルパルク長野 | 〒380-8584 長野市鶴賀高畑752-8 | 0 2 6 - 2 2 5 - 7 8 0 0 |
| メルパルク金沢 | 〒920-0863 金沢市玉川町9-15 | 076-233-3381 |
| メルパルク名古屋 | 〒461-0004 名古屋市東区葵3-16-16 | 052-937-3535 |
| メルパルク大阪 | 〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-2-1 | 06-6350-2111 |
| メルパルク岡山 | 〒700-0984 岡山市桑田町1-13 | 086-223-8100 |
| メルパルク広島 | 〒730-0011 広島市中区基町6-36 | 082-222-8501 |
| メルパルク松山 | 〒790-0858 松山市道後姫塚123-2 | 089-945-6411 |
| メルパルク福岡 | 〒810-8541 福岡市中央区薬院4-14-52 | 0 9 2 - 5 2 3 - 1 1 0 0 |
| メルパルク熊本 | 〒860-8517 熊本市水道町14-1 | 0 9 6 - 3 5 5 - 6 3 1 1 |
| メルパルク沖縄 | 〒902-0062 那覇市字松川20 | 0 9 8 - 8 8 7 - 5 0 0 0 |
| | 郵便貯金総合保養施設(メルモンテ、メルパール) | |
| メルモンテ日光霧降 | 〒321-1421 日光市所野1535-1 | 0288-50-1212 |
| メルパール伊勢志摩 | 〒517-0604 三重県志摩郡大王町船越3238-1 | 0599-72-5566 |
| | 郵便貯金地域文化活動支援施設 ぱ・る・るプラザ) | |
| ぱ・る・る プラザ 青 森 | 〒038-0012 青森市柳川1-2-14 | 0 1 7 - 7 2 1 - 3 3 3 5 |
| ぱ・る・る プラザ 千 葉 | 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-3-2 | 0 4 3 - 2 0 2 - 0 8 0 0 |
| ぱ・る・る プラザ 町 田 | 〒194-8586 町田市原町田4-1-14 | 0 4 2 - 7 1 0 - 0 8 0 0 |
| ぱ・る・る プラザ 岐 阜 | 〒500-8856 岐阜市橋本町1-10-11 | 058-269-4340 |
| ぱ・る・る プラザ 京 都 | 〒600-8216 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676-13 | 075-352-7444 |
| ぱ・る・るプラザ山口 | 〒753-0042 山口市惣太夫町1-15 | 083-934-3333 |

9 お客さま相談窓口

1 フリーダイヤルによる郵便貯金電話案内サービス

| 郵 | 便 | 貯 | 金 | 受 付 時 間 | 平日 午前8:30~午後6:00 |
|---|----|-----|---|---------|---------------------------------|
| 電 | 話 | 案 | 内 | 電話番号 | フリーダイヤル 0120 - 108420 |
| サ | _ | ビ | ス | 案内内容 | 郵便貯金全般に関するお問い合せ |
| 郵 | 便 | 貯 | 金 | 受 付 時 間 | 平日 午前8:30~午後6:00 |
| 英 | 語 | 案 | 内 | 電話番号 | フリーダイヤル 0120 - 085420 |
| サ | _ | ビ | ス | 案内内容 | 郵便貯金全般に関するお問い合せ(英語専用) |
| 郵 | 便 | 貯 | 金 | 受 付 時 間 | 終日(24時間) |
| テ | レコ | 7 オ | ン | 電話番号 | フリーダイヤル 0120 - 247420 |
| & | F | Α | Χ | * + + * | 郵貯情報サービス(電話又はFAX) |
| サ | _ | ビ | ス | 案内内容 | 暮らしに役立つ便利な郵便貯金の商品・サービスをお知らせします。 |

注:FAXサービスが利用できるのは、電話付きFAXに限られます。

2 郵便貯金カード紛失センター

通帳(証書)やキャッシュカードの紛失・盗難届は、次の専用フリーダイヤルで受け付けています。また、紛失・盗難届は、お近くの郵便局でも受け付けています。

| 電話番号 | (フリーダイヤル) なくし たときは はやく お届け 0 1 2 0 - 7 9 4 8 8 9 |
|------|---|
| 受付時間 | 24時間(年中無休) |

なお、通帳・キャッシュカードの記号番号などは、別にメモしておかれることをおすすめします。また、キャッシュカードについては、以下の点にご注意ください。

● 他人に推測されない暗証番号を!

キャッシュカードの暗証番号は、他人に推測されやすい生年月日・電話番号・車両のナンバーなどは、お使いにならないようご注意ください。

● 暗証番号の管理

盗難や紛失の際に暗証番号が分かると、すぐに払い戻されてしまうおそれがあります。暗証番号をカード、貯金通帳、キャッシュカードケースに記載したり、メモとして残さないようご注意ください。

- 電話による暗証番号の問い合わせには注意郵便局からお客さまに暗証番号をお問い合わせすることは一切ありません。
- キャッシュカードサービスご利用明細は大切に! キャッシュカードサービスご利用明細票には貯金通帳の記号番号、残高、氏名が印字されます。大切にお持ち帰りください。

3 郵便貯金の相談窓口

全国の郵便貯金地域センターに郵便貯金相談室を設置し、郵便貯金や郵便振替等についてのお尋ねやご相談に応じています。フリーダイヤル(0120-108420)でお近くの郵便貯金相談室につながります。

| 支 | | 社 | 郵便貯金 | 金地域センター | 所 | 在 地 | 電話番号・受付時間 |
|------|----|--------|------|----------|-----------|----------------------|------------------|
| | | | 道 | 北 | 〒070-8799 | 旭川市六条通6丁目28-1 | |
| 北 | 海 | 道 | 道 | 央 | 〒060-8794 | 札幌市中央区大通東2丁目1 | |
| | | | 道 | 南 | 〒042-8794 | 函館市柏木町5-1 | |
| | | | 青 | 森 | 〒030-8799 | 青森市堤町1丁目7-24 | |
| | | | 岩 | 手 | 〒020-8794 | 盛岡市志家町12-1 | |
| 東 | | 北 | 宮 | 城 | 〒980-8794 | 仙台市青葉区一番町1丁目3-3 | 3 |
| | | 10 | 秋 | 田 | 〒010-8794 | 秋田市中通2丁目2-15 | |
| | | | Щ | 形 | 〒990-8794 | 山形市小白川町2丁目8-66 | |
| | | | 福 | 島 | 〒963-8794 | 郡山市清水台2丁目13-21 | |
| | | | 茨 | 城 | 〒312-0052 | ひたちなか市東石川1丁目10-2 | 20 |
| | | | 栃 | 木 | 〒320-8794 | 宇都宮市塙田1丁目3-33 | |
| 関 | | 東 | 群 | 馬 | =220,0002 | さいたま市浦和区高砂2丁目7 | 2 |
| | | | 埼 | 玉 | 〒330-0063 | Ct //cより用和区向1/2] 日7 | -2 |
| | | | 千 | 葉 | 〒270-2299 | 松戸市松飛台470-1 | |
| 南 | 関 | 東 | 神 | 奈 川 | 〒224-8794 | 横浜市都筑区茅ヶ崎中央38 | |
| | 一人 | | Щ | 梨 | 〒400-8794 | 甲府市北口1丁目5-17 | |
| 東 | | 京 | 東 | 京 | 〒330-9794 | さいたま市中央区新都心3-1 | |
| 信 | | 越 | 新 | 潟 | 〒950-8794 | 新潟市八千代1丁目7-28 | |
| III | | A.S. | 長 | 野 | 〒380-8797 | 長野市栗田801 | |
| | | | 富 | 山 | 〒930-0002 | 富山市新富町1丁目1 - 12 | |
| 北 | | 陸 | 石 | Ш | 〒920-8794 | 金沢市尾山町10-2 | |
| | | | 福 | 井 | 〒918-8799 | 福井市板垣4丁目201 | |
| | | | 岐 | 阜 | 〒500-8799 | 岐阜市清住町1丁目3 - 2 | |
| 東 | | 海 | 静 | 岡 | 〒420-8799 | 静岡市黒金町1-9 | フリーダイヤル |
| | | | 愛 | 知 | 〒469-8794 | 名古屋市中区三の丸2 - 6 - 2 | |
| | | | Ξ | 重 | 〒514-8799 | 津市中央1 - 1 | 平日 午前8:30~午後6:00 |
| | | | 滋 | 賀 | 〒520-0287 | 大津市今堅田2丁目21 - 26 | |
| | | | 京 | 都 | 〒600-8787 | 京都市下京区東塩小路町843 - 1 | 2 |
| 近 | | 畿 | 大 | 阪 | 〒531-8787 | 大阪市北区大淀中1 - 3 - 6 | |
| _ | | -~ | 兵 | 庫 | 〒650-8787 | 神戸市中央区栄町通7 - 1 - 1 | |
| | | | 奈 | 良 | 〒635-8787 | 大和高田市神楽2丁目7 - 46 | |
| | | | 和 | 歌山 | 〒640-8787 | 和歌山市美園町4-90 | |
| | | | 鳥 | 取 | 〒683-8799 | 米子市弥生町2 - 11 | |
| | | | 島 | 根 | 〒690-8794 | 松江市東朝日町152 | |
| 中 | | 国 | 岡 | <u>Ц</u> | 〒700-8794 | 岡山市大供1 - 8 - 1 | |
| | | | 広 | 島 | 〒730-8794 | 広島市東区光町1 - 15 - 15 | |
| | | | 山 | | 〒750-8794 | 下関市宮田町1 - 6 - 1 | |
| | | | 徳 | 島 | 〒770-8787 | 徳島市南前川町2-5 | |
| 四 | | 国 | 香 | | 〒761-8787 | 高松市番町5丁目6 - 37 | |
| | | | 愛 | 媛 | 〒790-8787 | 松山市宮西1丁目3 - 44 | |
| | | | 高 | 知 | 〒781-8787 | 高知市介良乙952 - 1 | |
| | | | 福 | 岡 | 〒812-8794 | 福岡市中央区大名2 - 5 - 1 | |
| | | | 佐 | 賀 | 〒849-8799 | 佐賀市高木瀬西3丁目2 - 5 | |
| | | الماما | 長 | 崎 | 〒852-8794 | 長崎市岩川町9 - 17 | |
| 九 | | 州 | 熊 | 本 | 〒862-8794 | 熊本市大江3 - 1 - 66 | |
| | | | 大宮 | 分 | 〒870-8799 | 大分市府内町3丁目4 - 18 | |
| | | | | 崎田自 | 〒880-0802 | 宮崎市別府町6 - 17 | |
| : ch | | 4甲 | 鹿油 | 児島 | 〒890-8794 | 鹿児島市武1-8-8 | |
| 沖 | | 縄 | 沖 | 縄 | 〒900-8799 | 那覇市壷川3 - 3 - 8 | |

4 暮らしの相談センター設置一覧

郵便貯金に関する苦情・紛争解決支援サービスや郵便貯金に関する簡易相談サービスを無料で行っています。 受付時間は、原則として平日の月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとなっています。

注:12月29日から1月3日は休ませていただきます。

平成16年4月1日現在

| 受持都道府県 | 相談センター名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------------------|---------|----------|------------------------------------|--------------|
| 北海道 | 札幌 | 060-0042 | 札幌市中央区大通西7丁目2番地 ダイヤビル9階 | 011-219-6286 |
| 青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県 | 宮城 | 980-0021 | 仙台市青葉区中央4 - 10 - 14 エルセーフビル4階 | 022-267-8111 |
| 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県 | 埼玉 | 330-0843 | さいたま市大宮区吉敷町1 - 70 明治安田生命大宮第二ビル | 048-642-9239 |
| 神奈川県、山梨県 | 神奈川横浜 | 221-0835 | 横浜市神奈川区鶴屋町2 - 25 - 2 三井生命横浜ビル5階 | 045-314-5967 |
| 東京都 | 東京新宿 | 160-0022 | 新宿区新宿3 - 1 - 16 損保ジャパン新宿東ビル8階 | 03-3353-6861 |
| 新潟県、長野県 | 長野 | 380-0906 | 長野市鶴賀字高畑752 - 8 メルパルク長野1階 | 026-264-6771 |
| 富山県、石川県、福井県 | 石川 | 920-0855 | 金沢市武蔵町1 - 20 日本生命金沢第二ビル9階 | 076-261-5344 |
| 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県 | 愛知名古屋 | 461-0004 | 名古屋市東区葵3 - 16 - 16 メルパルク名古屋1階 | 052-932-0991 |
| 滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県 | 大阪駅前 | 530-0001 | 大阪市北区梅田1 - 11 大阪駅前第四ビル7階 | 06-6347-1512 |
| 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県 | 広島 | 730-0011 | 広島市中区基町6 - 36 メルパルク広島3階 | 082-228-1618 |
| 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県 | 愛媛 | 790-0067 | 松山市大手町2丁目9 - 1 向井ビル2階 | 089-913-1225 |
| 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | 熊本 | 860-0844 | 熊本市水道町2 - 16 アサヒ第三ビル2階 | 096-324-8211 |
| 沖縄県 | 那覇 | 900-0013 | 那覇市牧志3 - 13 - 17 丸十ビル4階 | 098-867-9218 |

5 その他の相談窓口

■日本郵政公社お客さま相談センター 全国統一フリーダイヤル番号

0 8 7 4 7 2

0120-087472(おはなしなあに)

受付時間:9:00~17:00(土日・休日を除く)

10 沿革

| 明治 | |
|--------|---------------------|
| 8年 1月 | 郵便為替事業創業 |
| 5月 | 郵便貯金事業創業(預入限度額500円) |
| 13年 1月 | 外国郵便為替の取扱開始 |
| 14年 1月 | 預入限度額の撤廃 |
| 18年10月 | 電信為替・郵便小為替の取扱開始 |
| 24年 1月 | 預入限度額の復活(500円) |
| 39年 3月 | 郵便振替事業創業 |
| 41年 2月 | 郵便貯金現在高1億円 |
| 43年 4月 | 年金恩給支給事務の取扱開始 |

| 大 正 | |
|--------|----------------------|
| 4年 3月 | 国庫金受払事務の取扱開始 |
| 8年 7月 | 国債募集事務の取扱開始 |
| 12年 9月 | 関東大震災により郵便貯金の非常確認払実施 |

| 昭 和 | |
|--------|------------------------------|
| 6年 4月 | 外国郵便振替の取扱開始 |
| 12年12月 | 電信振替の取扱開始 |
| 16年10月 | . – |
| 12月 | 積立貯金(2年)の創設 |
| 17年 5月 | 郵便貯金現在高100億円 |
| 23年 7月 | 国債募集事務の取扱を廃止 |
| 24年 6月 | 簡易郵便局制度の発足 |
| 9月 | 郵便貯金現在高1,000億円 |
| 26年 4月 | 郵便貯金特別会計制度の創設 |
| 31年 7月 | 簡易払制度の創設 |
| 33年 7月 | 電信為替の居宅払制度開始 |
| 35年 6月 | 郵便貯金現在高1兆円 |
| 36年 7月 | 定額小為替制度の創設 |
| 9月 | 共済年金の支給事務取扱開始 |
| 10月 | 定期貯金(1年)の創設 |
| 37年 3月 | 児童扶養手当の支払事務取扱開始 |
| 38年 4月 | 郵便貯金婦人モニター制度発足 |
| 39年11月 | 厚生年金の支払事務取扱開始 |
| 46年 8月 | 国民年金の支払事務取扱開始 |
| 47年 1月 | 住宅積立貯金の創設 |
| 6月 | 郵便貯金現在高10兆円 |
| 48年 1月 | 預金者貸付制度の創設(貸付限度額10万円、貸付期間6月) |
| 12月 | 預入限度額の引上げ(150万円 300万円) |
| 51年 1月 | 財形定額貯金の取扱開始 |
| 53年 4月 | 定期貯金(6月)の創設 |
| 7月 | 進学積立貯金の創設 |
| 8月 | 郵便貯金業務のオンラインによるサービス開始 |
| 54年12月 | 郵便貯金現在高50兆円 |
| 55年 2月 | 郵便貯金自動支払機(CD)による取扱開始 |
| 3月 | 給与預入の取扱開始 |
| 56年 3月 | 郵便貯金自動預払機(ATM)による取扱開始 |
| 6月 | 総合通帳サービス(担保定額貯金)の取扱開始 |
| 10月 | 電信為替の窓口払制度の創設 |
| | 郵便為替のオンライン化実施 |
| 57年 4月 | 愛育貯金の取扱開始 |
| 6月 | 自動払込みの取扱開始 |
| 10月 | 財形年金定額貯金の取扱開始 |
| 58年 7月 | 自動受取りの取扱開始 |
| 59年 3月 | 郵便貯金オンライン全国ネットワーク完成 |
| 7月 | 郵便貯金共用カードの取扱開始 |
| 10月 | オート定額貯金の取扱開始 |
| 11月 | 郵便貯金ホームサービスの取扱開始 |

| 昭 和 | |
|--------|--------------------------|
| 60年12月 | 郵便貯金現在高100兆円 |
| 61年 8月 | 土曜窓口業務休止日におけるATM・CDの取扱開始 |
| 10月 | 国際共用カードの取扱開始 |
| 62年 3月 | 積立貯金(1年、3年)の取扱開始 |
| 6月 | 郵便貯金資金の自主運用の取扱開始 |
| 63年 4月 | 郵便貯金利子非課税制度の高齢者等利子非課 |
| | 税制度への改組 |
| | 預入限度額の引上げ(300万円 500万円) |
| | 財形住宅定額貯金の取扱開始 |
| | 国債販売等の取扱開始 |
| 11月 | 国債定額貯金の取扱開始 |
| | 電信現金払の居宅払の取扱開始 |

| 平成 | |
|-------|--|
| 元年 6月 | 市場金利連動型定期貯金(MMC貯金)の取扱開始 |
| 8月 | 郵便為替・郵便振替に関する料金体系の 簡素化 |
| | と料金の法定制緩和 |
| | 新総合通帳サービスの取扱開始 |
| 9月 | 国債養老保険(マイセット)の取扱開始 |
| 2年 1月 | 預入限度額の引上げ(500万円 700万円) |
| 3年 1月 | 国際ボランティア貯金の取扱開始 |
| 4月 | 郵便貯金ホリデーサービスの開始 |
| 9月 | 進学積立貯金の「教育積立貯金」への名称変更と制度改善 |
| 10月 | 外貨両替業務の開始 |
| 11月 | 預入限度額の引上げ(700万円 1,000万円) |
| | 自由金利型の定期貯金(ニュー定期)の取扱開始 |
| | (預入金額300万円以上) |
| 4年 1月 | 定期貯金の利子計算方法の変更(月割計算 日割計算) |
| 3月 | 郵便振替自動受付機(APM)による郵便振替通常 |
| | 払込みの取扱開始 |
| 6月 | 通常貯蓄貯金の取扱開始 |
| | 積立貯金、住宅積立貯金、教育積立貯金の市場金利連動化 |
| 5年 3月 | 指定日払込みによる電信払込みの取扱開始 |
| 4月 | オート定期貯金の取扱開始 |
| 5月 | 国家公務員の給与振込みの取扱開始 |
| | 国債定期貯金の取扱開始 |
| | 郵便振替自動受付機(APM)によるキャッシュカー |
| | ドを利用した通常払込みと電信振替の取扱開始 |
| | 海外の地域の住民の福祉の増進を目的とする事 業への寄附金の送金を料金免除の対象に拡大 |
| 6月 | 定期貯金・定額貯金の金利自由化 MMCは廃止) |
| 0月 | 定期貯金(1月)の取扱開始 |
| 10月 | ひとものは、100 000年の次半、最近成年の30万円、 30万円、 30万円、 30万円、 30万円、 30万円、 30万円、 30万円、 |
| 10/1 | 20万円 10万円)通常貯金とのスウィングサービス開始) |
| 6年 1月 | 高齢者等利子非課税制度の非課税限度額引上 |
| | げ(300万円 350万円) |
| | 財形定額貯金、財形住宅定額貯金の預け入れ(非 |
| | 課税)限度額引上げ(500万円 550万円) |
| | 財形年金定額貯金の預け入れ(非課税)限度額の |
| | 引上げ(350万円 385万円) |
| 7月 | ユーロジャイロ・システムによる「口座あて送金」 |
| | の取扱開始 |
| 10月 | 通常貯金(通常貯蓄貯金を含む)の金利自由化 |
| | 積立貯金、住宅積立貯金、教育積立貯金の金利 |
| | 自由化 |
| 75 45 | 定期貯金(4年)の取扱開始 |
| 7年 4月 | 権利消滅制度の改正 |
| | 貸付けの更新の取扱開始(更新回数1回) |

| 平成 | |
|--------|----------------------------------|
| 12月 | - 郵便貯金現金自動預払機(ATM)等の取扱時間 |
| , 5 | 延長の実施(全国約180か所のATM等の平日の |
| | 取扱時間を午前8時から午後9時までに延長) |
| 8年 1月 | 国税の口座振替納付・通常貯金への振替預入に |
| 04 1月 | 国代の口座派首納内・通常引並べの派首項人に よる還付の実施 |
| | |
| 00 | 電信現金払いの窓口払いの取扱開始 |
| 3月 | ユーロジャイロ・システムによる「住所あて送金」 |
| | の取扱開始 |
| 5月 | 電波利用料の口座振替納付の実施 |
| 9月 | 介護貯金の取扱開始 |
| | 災害ボランティア口座の創設 |
| 9年 3月 | 国際送金カードサービスの取扱開始 |
| 4月 | 国際ボランティア貯金の寄附割合の多様化(20% |
| | 20%以上100%以下で10%単位) |
| 5月 | 消費税率改定に伴う郵便為替・郵便振替の料金の改定 |
| | 愛育貯金の廃止 |
| | ぱるる(送金機能付総合通帳)を利用した国際電 |
| | 信振替の取扱開始 |
| | 定期受取型定額郵便貯金の取扱開始 |
| 11月 | 電信払込み又は電信振替のデータ伝送による受 |
| | 入通知の取扱開始 |
| 10年 1月 | 教育積立貯金の預入限度額引上げ(150万円 |
| | 200万円) |
| 4月 | 改正外為法等の施行に伴う国際送金業務における取扱 |
| .,, | 範囲拡大と取扱いの際の本人確認対象範囲の拡大等 |
| 5月 | ファクシミリによる振替口座への受入内容通知サ |
| 0,1 | ービスの取扱開始 |
| | 電信払込み・電信現金払のメッセージサービスの |
| | 取扱開始 |
| | 満期一括受取型定期郵便貯金の取扱開始 |
| | 寄附金送金の料金免除対象の拡大 |
| | 公金に関する郵便振替の取扱料金徴収方法の改善 |
| 6月 | 払出証書・支払通知書1枚当たりの制限金額の引 |
| 0/3 | 上げ、払出証書500万円 1500万円、支払通知 |
| | 書10万円 30万円) |
| 10月 | 毎1077日 3077日 |
| 10円 | |
| 44540 | る共用カード(海外両替カード)の取扱開始 |
| 11年1月 | 定期貯金の預入金額の改正(千円、五千円、一万 |
| | 円、五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万 |
| | 円の8種類 千円以上千円単位) |
| | ATM・CD提携サービスの開始 |
| | デビットカードサービス(認定端末設備を利用した |
| | 電信振替)の取扱開始 |
| | メモリアル証書の取扱開始 |
| 5月 | 自動振替端末機を利用した電信振替の取扱開始 |
| | 払込専用カードを利用した電信払込みの取扱開始 |
| 11月 | 宝くじの販売等の取扱開始 |
| 12年 1月 | ATM等の取扱時間延長の実施(全国37か所のATM |
| | 等の平日の取扱時間を午前7時から午後11時まで、 |
| | 全国77か所のATM等の土曜日、日曜日と休日の取 |
| | 扱時間を午前9時から午後7時までに延長) |
| 3月 | 郵便局と民間金融機関との相互送金サービスの取扱開始 |
| 5月 | 5月3日~5日におけるATM等の取扱い実施 |
| | 国債等の1回の申込みに係る払込金額の引上げ |
| | (500万円 1,000万円) |
| 6月 | 海外カードによる現金払渡しサービスの取扱開始 |
| 13年 1月 | 国債等担保自動貸付けの取扱開始 |
| , . | 通常払込みデータ通知サービスの実施 |
| | |

| , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | |
|---|-----------------------------|
| 平成 | |
| 2月 | デビットカードサービスの1回当たりの利用限度額 |
| | (100万円以下)を設定 |
| 4月 | 介護貯金の利用方法の改善(介護保険における |
| | 「要介護4」又は「要介護5」の認定を受けられてい |
| | る方について医師の診断書の提出が不要) |
| | 郵便貯金資金の全額自主運用の開始 |
| 5月 | 郵便貯金共用代理人カードの取扱開始 |
| 7月 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の振 |
| | 込払による受取りの取扱実施 |
| 14年 1月 | ATM等による暗証番号変更の取扱開始 |
| | ATMにおける通常郵便貯金の硬貨による預払い |
| | の取扱開始 |
| | ATMによる郵便局と民間金融機関との相互送金 |
| | サービスの取扱開始 |
| | マルチペイメントネットワークサービスの取扱開始 |
| | 確定拠出年金(個人型年金)の取扱開始 |
| 3月 | ニュー福祉定期郵便貯金の取扱開始 |
| | 郵貯インターネットホームサービスの本格実施 |
| 4月 | 国民年金保険料の口座振替納付の実施 |
| | 自動振替端末機による電信振替の取扱廃止 |
| 15年 2月 | 個人向け国債の販売等の取扱開始 |
| 16年 1月 | ATMによる1月定期貯金の取扱廃止 |
| | 郵貯インターネットホームサービスを利用した国庫 |
| | 金・各種料金の電子収納(ゆうちょPay - easyサ |
| | ービス)の取扱開始 |
| 5月 | 郵貯モバイルサービスを利用した「ゆうちょPay - |
| | easyサービス」の取扱開始 |
| 8月 | 国際送金カードサービスの廃止 |
| 9月 | キャッシュカード再発行手数料等の新設 |